

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度予算案 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

- 待機児童の解消等を図るため、子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に円滑に利用できるように、主に市町村の窓口での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

- 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

【実施主体】 市町村（特別区を含む）（※）

※ 保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る

【補助率】 国2/3（※）（都道府県1/6、市町村1/6）

※ 2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超えない自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする

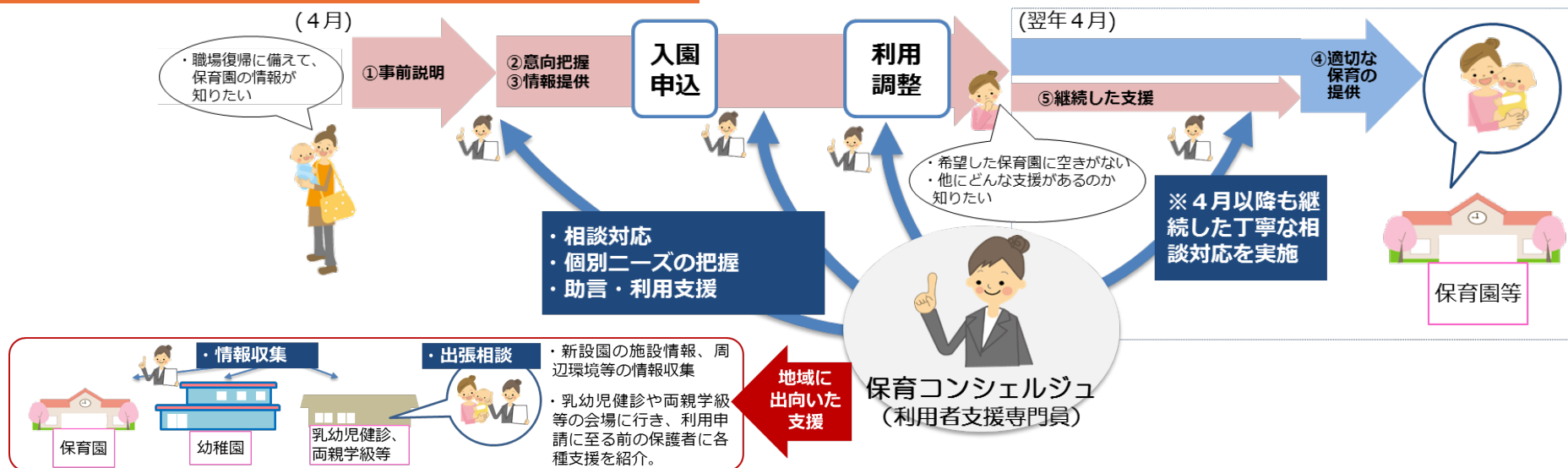
【実施か所数】 R4年度378か所 → R5年度382か所

【令和8年度補助基準額案】

- ①基本分 3,446千円
- ②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,646千円	886千円	1,047千円	2,194千円	805千円	878千円

事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



〈保育対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算案 463億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

事業の概要

- 保育所、認定こども園等に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。

【対象者】 保育士として採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士

※ 本事業を利用し退職した場合は、その後、対象とすることはできない（一人1回限り）。

※ やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、再度対象者とすることができることとし、この場合の対象期間は、5年から、退職した保育所で採用された日から本事業を利用し退職するまでの期間を除く期間とする。

※ 令和6年度以前に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、本事業を利用した年度の対象期間の年数を適用

実施主体等

【実施主体】 市区町村（※） ※「保育提供体制の確保のための実施計画」採択自治体

【補助基準額】 月額75,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助率】 原則、国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

見直し 令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、以下の①②を満たす自治体の場合、

国：1／3、市区町村：5／12、事業者：1／4とする。

①特別区及び財政力指数が1.0を超える自治体

②原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超える自治体

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。
・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。